指名停止について

商　号　又　は　名　称	株式会社杉本住宅産業
代表者の職及び氏名	代表取締役　杉本　一博
許　　可　　番　　号	高知県知事許可(般・特-3)第935号
主たる営業所の所在地	四万十市具同5114番地
指　名　停　止　期　間	２月（令和６年２月22日から令和６年４月21日まで）
指　名　停　止　理　由	専らその職務に従事させるべき営業所の専任技術者を、四万十市発注の政令で定める重要な建設工事の主任技術者として配置したことにより、建設業法第７条第２号及び同法第26条第３項に違反し、同法第28条第１項に該当するとして、指示処分を受けていることが認められたため。 ※　該当条項 四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領第３条別表第２第９号「市と締結した工事請負契約に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当